資料３

千葉県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について

障害者福祉推進課

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

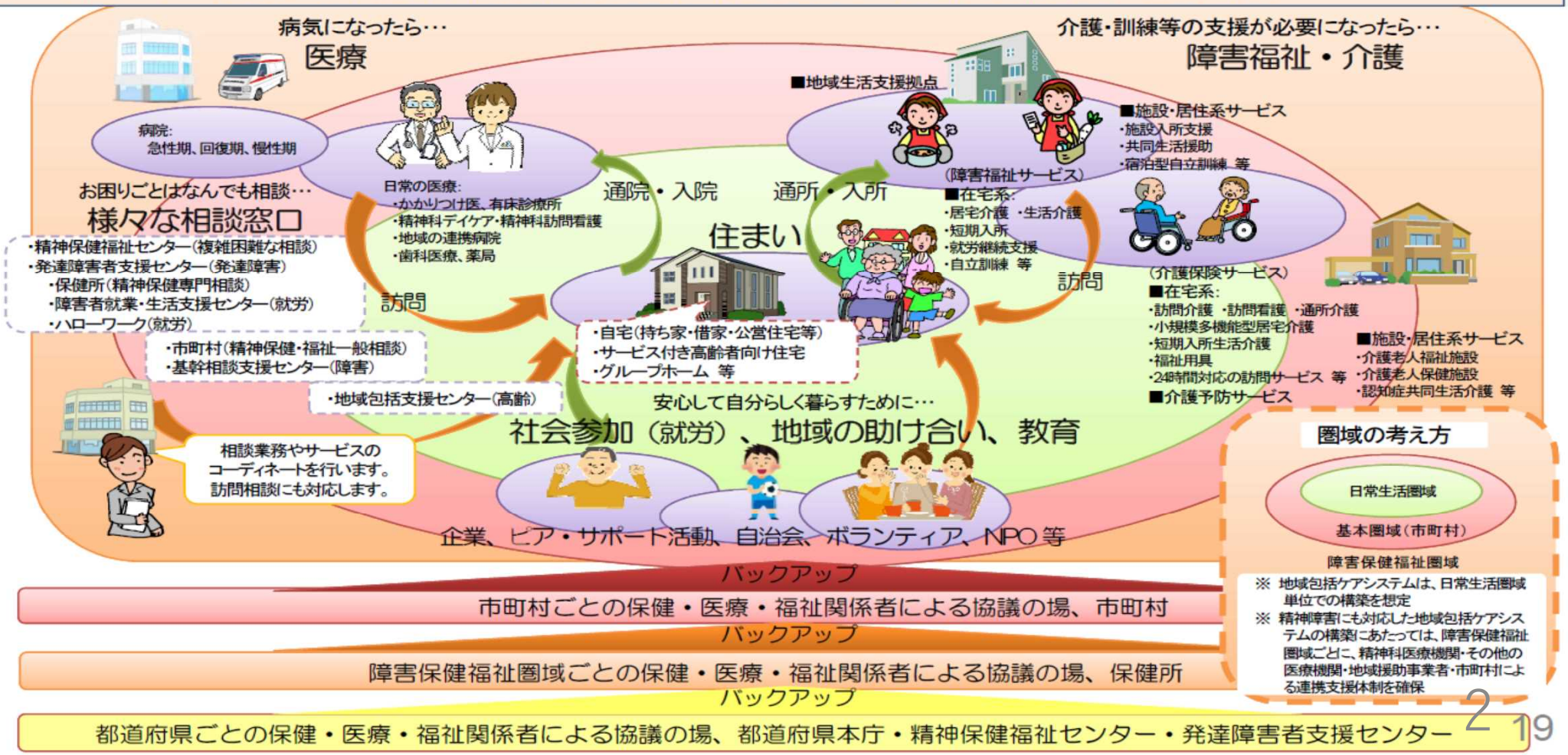

千葉県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

- 保健福祉圏域（千葉市を除く１５）における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置し、圏域内の課題を共有し、取り組むべき事項について協議する。

協議内容例

〇住まいの確保支援の体制整備

〇ピアサポーターの活用のための関係機関連携

〇入院中の精神障害者の地域移行に係る事業

〇関係職員の研修の実施

〇地域包括ケアシステムの実態把握

〇家族支援

来年度（平成30年度）事業に向けて

事業内容

これまでの「精神障害者地域移行支援事業」を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」に変更

（１）保健・医療・福祉による協議の場

（２）住まいの場の確保支援

（３）ピアサポーターの活用

（４）入院中の精神障害者の地域移行に係る事業

（５）地域包括ケアシステムの実態把握

（６）精神障害者の地域移行関係職員に対する研修

（７）家族支援

事業内容

（１）保健・医療・福祉による協議の場

障害保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。圏域内の課題を共有した上で、取り組むべき事項について協議。

（２）住まいの場の確保支援

精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報の提供、空き部屋のマッチング、公営住宅の入居促進などに取組み、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備に努める

（３）ピアサポーターの活用

ピアサポーターの活動の場の拡大を目指し、ピアサポーターや事業所に対する研修等を開催し、相談事業所等に雇用される等、関係機関と連携を図る

例：交流会で体験談を話す

（４）入院中の精神障害者の地域移行に係る事業

精神科病院に入院中の患者を対象に、医師・看護師・精神保健福祉士等の他職種と相談支援専門員や地域の関係者がチームとなり、障害福祉サービス事業者等と十分な連携の下、退院に向けた相談・支援等の包括的な地域生活支援プログラムを実施する。

例：○体験談プログラム：病棟内に、病院を退院し地域生活を送る当事者を招き、入院中の精神障害者や病院職員が体験談を聞く

○当事者と職員の交流会

（５）地域包括ケアシステムの実態把握

精神障害者を取り巻く医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育の実態を把握し、地域の課題を整理する。

事業内容

（６）精神障害者の地域移行関係職員に対する研修

精神科病院、障害福祉サービス事業所職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するための研修を開催する。

例：院内研修会における社会資源説明会、施設見学

（７）家族支援

精神障害者の家族が、包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう家族を支援する。

例：〇相談を通じ家族が抱える課題を整理し支援を行う

〇家族会を後方支援できるネットワークづくり

来年度の進め方

保健所と地域が事業をすすめる

↓

・従来の精神障害者地域移行支援協議会
・保健所の精神保健福祉連絡協議

ケアシステム構築のための協議の場として、従来の保健所の協議会を代表者会議として位置付ける。

精神保健福祉連絡協議会（保健所）

目的：保健所管内の関係機関・市町村・障害福祉サービス事業所・団体の代表者による連絡会議を行い、地域性を生かした関係機関の連携強化を目指す。

来年度

○保健所単独の開催ではなく、地域移行支援協議会の代表者会議として実施。

○会議開催に関する予算は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」として委託料に上乗せ

○内容は保健所と受託事業所（圏域連携コーデイネーター）と協議

○開催通知の発出、出席者への謝礼金の支払い事務については委託事業に含める。

イメージ図

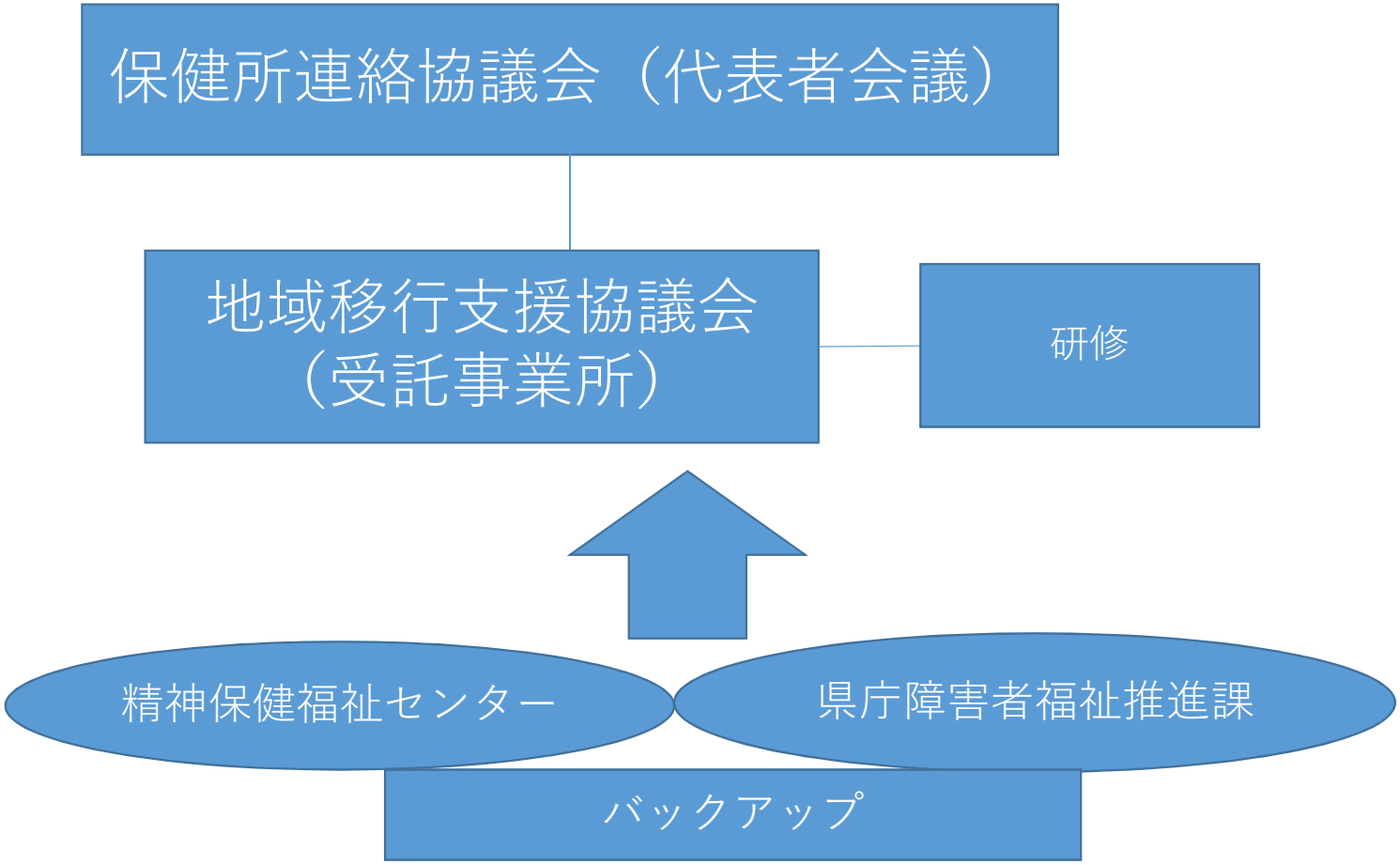
保健所連絡協議会（代表者会議）
地域移行支援協議会
（受託事業所）
研修
精神保健福祉センター
県庁障害者福祉推進課
バックアップ

受託事業所の役割

①事業の実施
②圏域連携コーディネーターの配置
③地域移行支援協議会運営
④代表者会議（保健所精神保健福祉連絡協議会）の開催
⑤事業所等へ参加の協力依頼（保健所と協同）
⑥地域移行支援サービス利用者の経過報告（遠隔地事業含む）
⑦委託料管理
⑧地域の課題やニーズ把握への協力

保健所の役割

①地域移行支援協議会運営の協力
②事業所等へ参加の協力依頼（受託事業所と協同）
③代表者会議（従来の保健所精神保健福祉連絡会議等）
　の開催

医療機関・障害福祉サービス事業所等の役割

①協議の場への参加
②事業の実施への協力

市町村の役割

①協議会への参加
②自立支援協議会との連携・情報共有

県の役割

①県の方針を明確化

②保健所及び受託事業所のフォロー

③関係機関への周知

・市町村、精神科病院及び障害福祉サービス事業所等の関係機関に対し、本事業を広く周知するとともに、事業の円滑な実施を図る。

④関係機関との連携

・保健所、精神保健福祉センター、圏域の市町村、精神科病院、障害福祉サービス事業所等と連携を図る。

⑤包括ケアシステムの構築事業の評価

・精神障害者を取り巻く医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育の実態をアンケート調査や関係団体へのヒアリング等と通じ把握する。

精神保健福祉センターの役割

①保健所及び受託事業所のバックアップ